

横山信二先生―その人と学問

井上 嘉 仁

横山信二先生は、平成二九年三月末をもって定年で退職された。先生は、昭和五一年三月に広島大学政経学部法律政治学科を卒業された後、広島大学大学院法学研究科において、畑博行先生の指導のもとに憲法学を専攻され、修士論文「主権と代表」で法学修士の学位を取得された。昭和五四年四月に大島商船高等専門学校講師に就任され、憲法訴訟の研究から、その具体的な訴訟形態である行政訴訟に研究関心を寄せ、村上武則先生の指導を受けて「フランス越権訴訟における訴えの利益」で行政法の研究者として学界にデビューされた。その後、同助教授（昭和五八年）を経て、平成元年四月に松山大学（旧松山商科大学）法学部助教授、同教授（平成四年）として行政法学の研究と教育に携わってこられた。平成一四年一〇月に法科大学院設置要員として、愛媛大学法文学部総合政策学科教授に移籍されたが、四国における法科大学院は香川大学との連合で設置することになり、平成一六年、愛媛大学所属の香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科に副研究科長として就任された。平成二一年四月に、母校で行政法担当の教授の公募があり、畑先生と村上先生の要望と説得を受け入れて応募し、同年一〇月に広島大学大学院社会科学研究所法政システム専攻（兼法学部）教授として着任された。

先生は、松山大学在任中、カナダのマツギル大学（在モントリオール）に一年間留学され、「行政法における英米法系と大陸法系の混在」を研究され、帰国後の研究分野の土台をつくられた。このときの留学で身に付けられたフラ

ンス語で、愛媛大学と大学間学術交流を締結していたフランスのブルゴーニュ大学（在ディジョン）から法学系との交流が求められ、学長特命でディジョンに説明に赴かれた。ブルゴーニュ大学法政研究組織から派遣された研究者を受け入れ、その研究と生活を支援されるとともに、愛媛大学の学生をディジョンに引率して学生の調査を支援された。このブルゴーニュ大学における法学研究者と先生との深い関係があり、広島大学社会科学研究所法政システム専攻との部局間学術交流協定の締結に尽力された。さらに、平和市長会議の一環としてディジョン市が主催し、ブルゴーニュ大学で開催された「平和と憲法」の国際シンポジウムに西村裕三教授（報告者）と参加され、その際の晩餐会で親しく話されたトゥール大学（正式名はフランソワ・ラブレ大学）のペランダム先生が、翌年に部局間学術交流を申し入れて来られ、その協定書作成にも尽力された。このほかにも、中華人民共和国ハルビン大学の沈春女先生から「日本における環境法の基礎原理」について共同研究の依頼があり、六カ月間研究と生活支援を行われるなど、国際交流に努められた。

*

わたしは、広島大学で憲法の研究と教育を担当しているが、先生が広島大学に着任された以前から広島公法研究会等幾度もおめにかかり、そのたびに、種々のご教示をいただいた関係で、先生の研究と教育についてある程度周知していることもあり、本稿を献進させていただくことにした。なお本稿は、先生の最終講義「法学の学修と教育―行政法を通じて」（二〇一七年二月二日）を参考に執筆した。

*

先生の研究は、憲法学、行政法学、環境法学の領域を縦横にまたがれた立体的な研究業績を築かれている。それを代表する業績が「立法と司法、そして行政法」（畑博行先生古希記念論文集『立憲主義―過去と未来の間―』有信堂、二〇〇一年）であろう。憲法七六条二項前段「特別裁判所は、これを設置することができない。」の考察に焦点をあ

てられ、同条一項から日本国憲法における裁判二元制を読み取られ、もう一度同二項に戻られて、その後段の「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」の意味を分析することによって、憲法七六条二項には英米法の基本である裁判一元制と、権力分立原理を徹底した大陸行政法による裁判二元制が混在していることを指摘されている。英米法と大陸法が混在しているカナダ・ケベック州に留学されたときの研究成果であろう。次いで、「環境権概念再構成のための試論」（松山大学論集五巻四号）は、それまでの環境法関連論文を踏まえ、基本的人権としての環境権を手続法的に構成することを試みられておられる。さらに、日本公法学会第六一回部会報告「社会権の実現と行政法学」（公法研究五九号）は、先生が最初に憲法研究で取り組まれた社会権領域に行政法の視点を取り入れられた「生存権保障と行政訴訟—行政訴訟における英米法原理と大陸法制度の交錯の中で—」（畑博行先生還暦記念論文集『人権の司法的救済』有信堂、一九九一年）を踏まえられた研究で、憲法レベルでは抽象的になりがちの論点を行政法レベルで具体化させたものであると評価された。憲法学を研究のスタートとし、行政法の研究者として知られているが、常に憲法学への想いを抱いておられたのであろう。先生が時折折懐されることに「村上先生から、『行政法は、憲法の具体化法』といわれるが、それは間違いで、F・ヴェルナーは『行政法は、具体化された憲法』と教えられた」という。つまり、「行政法は憲法である」という認識を、行政法の恩師である村上武則先生と共有しているのであろう。

さて、先生の行政法学における研究の足跡をみてみよう。先生の行政法研究は「行政法の法源」、「行政立法」、「行政裁判」、「環境行政法」、「災害行政法」など総論と各論の多岐にわたられる。主たる研究は、ライフテーマである《行政裁判論》、環境法につながっていく《海洋公物管理論》、災害行政法の研究視点となる《行政過程論》であろう。先生は、当初、「憲法訴訟における原告適格」を論じようと研究をはじめられたようであるが、日本公法学会第四三回の奥平康弘報告「憲法訴訟と行政訴訟」（公法研究四一号）で「憲法訴訟はきわめてしばしば、同時に行政訴訟でも

ありうる」との指摘を受け、研究の重心を行政法に移されていった。行政法の母国であるフランス行政法の研究に着手されるが、そのころ広島周辺でフランス公法の研究が少なく、中川剛先生が購入されたコンセイユ・データ判例集やフランス公法雑誌を、村上武則先生を通じて図書館から長期で借り出し利用できたことがどんなに助けになったかと述懐される。同時に、行政裁判の研究が進み、ある程度の業績を発表することができた頃、憲法学の恩師である畑博行先生が自身の論文「行政訴訟の諸問題」（日本弁護士連合会特別研修叢書）を自らコピーして渡され、「憲法は英米法的な原理に立っているが、実定法のレベルでの制度や運用では大陸法的な発想が根強く、そのためよく衝突が起こっている」とされる教えに動かされ、畑先生のお世話でモントリオールのマッギル大学に留学し、英米法と大陸法が混在しているケベック行政法を研究された。帰国後は、裁判一元制の基で発達した英米行政法（司法審査）と裁判二元制を採る大陸行政法（行政裁判）の比較法研究から行政裁判に関する論文が発表され、これらをまとめた著書『行政の裁判統制と司法審査』を退職されたときに公刊された。

海の行政法は、日本土地法学会設立一五周年大会が広島で開催されることになり、そのときの開催責任者であった石外克喜先生から「海面利用と地方自治」で報告する機会を与えられたことによるようである。当時、村上先生から広島県港湾課職員と海域利用の勉強会に誘われて、当時の勤務先であった商船高専で実習する学生の引率で「海から陸を眺める」視点もあって、海域管理法制への研究が進められたとのことである。公物管理法の基礎理論を論じた村上武則「公物管理論」（法律時報臨時増刊『現代と災害』所収、一九七七年）を参考に「海洋公物管理論」を発表され、「海洋構築物の法的性質」と「海の利用関係」を加えた海の行政法の三部作は高く評価される業績となり、瀬戸内海環境管理法制から環境法の研究のきっかけとなったことである。とくに付言すべきは、沿岸自治体の海域管理権を理論的に基礎付けたことは、機関委任事務として都道府県知事が定める「規則」で国が管理する法制を、地方議会

が定める「一般海域管理条例」で地方公共団体が管理する方向を導いたことである。

先生の行政法の恩師である村上武則先生は、給付行政の行政法理論をわが国に導入し、給付行政法を確立されたことで知られている。当然のことながら、横山先生も村上行政法の強い影響を受け、憲法研究時代にとりくまれた社会権研究に村上行政法を取り入れ、社会保障行政法を村上武則編『応用行政法』（有信堂、一九九二年）で担当執筆されている。この行政法教科書は、ドイツで論じられはじめた中庸行政法の考えを村上先生がわが国にはじめて紹介され、導入されたものである。中庸行政法は、行政法総論で論じられる抽象的な法関係よりは具体的な法関係であるが、行政法各論に比べると、その法関係は漠然としており、いわば行政法総論と行政法各論の中間に位置する行政法であるという。これを中間行政法と呼んで、村上先生は災害行政における法関係の執筆を横山先生に担当させ、横山先生は行政法の新しい捉え方として認知されつつあった行政過程論を踏まえられ、「災害行政過程論」の分野を開拓され、「大規模災害と公法の課題」のテーマで開催された日本公法学会第七八回総会で運営委員を務められ、第二部会の司会をされた。

*

以上のように、先生が取り組まれた研究は憲法学と行政法学を基礎に展開されておられる。畑憲法学の「歴史から学ぶ」手法と村上行政法学の「憲法原理に基づく行政法解釈」が、先生の公法研究にフィットされたのであろう。その研究姿勢は、学生や大学院生の指導にも反映し、常に具体的な事案から行政法を解きほぐす指導方法から学部学生のゼミ生も年々増え、全員が国家または地方公務員に合格した時もあり、大学院で研究指導を受けた大学院生も、公務員や国内外で研究者として活躍されている。

*

最後に、横山先生と先生の研究と教育生活を支えてこられた奥様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。